

戦争犠牲者の戦後処理

逃げるな、火を消せ！

《防空法》

戦時下、市民は空襲から逃げるなどという法律があった。それが『防空法』。とりあえずは防空訓練や施設設備のため1937年(昭和12年)に制定された。これが4年後の昭和16年のなると「逃げずに火を消せ」が罰則を伴う防空法に改正される。

そして、全国(内地)で200以上の都市が被災し、被災人口は920万人、死者数26万人にも及んだ。(広島、長崎の原爆被害・沖縄戦の被害は除く。昭和20年、8月24日、『読売報知』より) 其後の各種統計により、全国の空襲被害者は50万人あるいはそれ以上とも言われるようになったが、政府による公式な集計は存在することなく現在に至っている。

《戦中にあつた法律》

戦時災害保護法(1942年制定)～一般市民

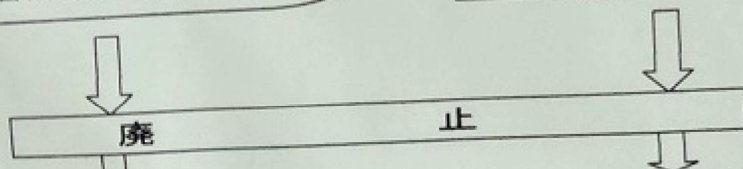
一般国民が戦争被害を受けた場合、本人、家族遺族に救助、扶助、給与金を支給。人心の安定を図り、国土防衛の完璧を期す。

軍人恩給法(1875年制定)～軍人

軍属、準軍属ならびにその遺族や戦傷病者を対象とする。

《戦後処理》

1945年 敗戦
1946年



1953年

1970年～1972年

1972年 「全国戦災傷害者連絡会」(会長杉山千佐子) 旗揚げ

1980年 訴訟(東京)棄却

1987年 訴訟(名古屋)棄却

判決文の内容

受忍論... 戦争犠牲ないし戦争損害は国の存亡にかかわる非常事態のもとでは国民はひとしく受忍しなければならなかった。

1973年～1988年

杉山千佐子らの働きかけで**戦争災害援護法**の国会提出
15年間に14回の法案を提出するもすべて廃棄
「国との雇用関係にない者への援護はしない」。

2007年 東京空襲訴訟

2008年 大阪空襲訴訟

2013年 沖縄空襲、南洋戦訴訟・・・係争中

判決文の内容

被害が甚大であり、国には責任がある。国会が立法して救済すべきである。

2010年 「全国空襲被害者連絡協議会」立ち上げ

2017年

現在、立法が進行中「空襲等民間戦争障害者に対する特別給付金支給等に関する法律」

今国会中に成立するか！

【戦傷病者戦没者遺族等援護法】とともに 復活

軍人本人給付、遺族給付は引揚者、被爆者、残留孤児、沖縄地下戦、対馬丸犠牲者などに対象が広がった。

2015年 改正

本人は亡くなくても遺族に対する特別弔慰金は続く。
給付総額60兆円

太平洋戦争中、アメリカ軍機による空襲は、全国各地に及ぼされた。広島、長崎に及ぼされた空襲は、特に被害が甚大であった。